



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表

令和2年12月15日

山梨県特定最低賃金が変わります！

(1時間当たり1円引上げ)

- 1 今般、山梨労働局(局長 藤本達夫)は、令和2年12月15日、次の山梨県特定最低賃金(「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」)の改正決定を行い、本日付けの官報に公示した。

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 914円	効力発生日 令和3年1月14日
	自動車・同附属品製造業	時間額 919円	効力発生日 令和3年1月14日

- 2 山梨労働局では、令和2年11月16日に山梨地方最低賃金審議会から上記1の特定最低賃金に適用される最低賃金額の1時間当たりの時間額をいずれも1円引き上げる内容の答申を受け、最低賃金法第11条(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)により答申内容の要旨を公示した。

その後、締切日である12月1日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会の答申どおり、1円引き上げた。これにより、上記の最低賃金額は令和3年1月14日から適用されることとなった。

- 3 なお、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、既に令和2年10月9日から時間額「838円」が適用されている。
- 4 山梨労働局では、今後も最低賃金額を広く周知するため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、労働団体、教育関係機関等に広報等の依頼を行うとともに、管下労働基準監督署による履行確保の徹底を図って行く。

※ 山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、適用除外の者を除き、同金額以上の賃金を支払わなければ、最低賃金法違反になります。

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	項目	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
【地域別最低賃金】																				
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838
	引上額	0	0	1	3	4	10	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1
【特定最低賃金】																				
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	752	753	754	757	761	770	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914
	引上額	1	1	1	3	4	9	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1
自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	758	759	760	764	768	778	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919
	引上額	1	1	1	4	4	10	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1

(注1) 平成14年からは、時間額単独方式に移行しました。

(注2) 産業については、平成19年までは電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業であったが、産業分類の変更により平成20年度から電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に変わりました。

山梨県の最低賃金

山梨県の最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額	効力発生日
	838円	令和2年 10月9日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

精皆勤手当、通勤手当、家族手当
臨時に支払われる賃金

時間外・休日・深夜手当
1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は特定最低賃金の減額特例が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特定 最低賃金 (時間額)	山梨県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	913円	令和2年1月12日
		914円に変わります！ (令和3年1月14日効力発生)	
	山梨県自動車・同附属品製造業	918円	令和元年12月12日
		919円に変わります！ (令和3年1月14日効力発生)	

年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢655-50	(0556-22-3181)